

# 厚生委員会記録

開催日時 令和元年6月28日(金) 13:04~15:03

開催場所 第2委員会室

出席委員 9名

大国 正博 委員長  
佐藤 光紀 副委員長  
樋口 清士 委員  
浦西 敦史 委員  
小林 照代 委員  
尾崎 充典 委員  
米田 忠則 委員  
出口 武男 委員  
小泉 米造 委員

欠席委員 なし

出席理事者 西川 福祉医療部長兼医療政策局長

石井 医療・介護保険局長

橋本 こども・女性局長 ほか、関係職員

傍聴者 1名

議 事

## (1) 請願の審査について

請願第1号 奈良県内における公費負担による新生児聴覚スクリーニング検査の実施および支援体制強化に関する請願書

## (2) 議案の審査について

議第39号 令和元年度奈良県一般会計補正予算(第1号)

(厚生委員会所管分)

議第40号 令和元年度公立大学法人奈良県立医科大学関係経費特別会計補正予算(第1号)

議第43号 令和元年度地方独立行政法人奈良県立病院機構関係経費特別会計補正予算(第1号)

議第45号 奈良県手数料条例等の一部を改正する条例

(厚生委員会所管分)

議第48号 医薬品の取得について

議第50号 公立大学法人奈良県立医科大学が徴収する料金の上限の変更の  
認可について

報第1号 平成30年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告について  
平成30年度奈良県一般会計予算繰越明許費繰越計算書

(厚生委員会所管分)

平成30年度奈良県一般会計予算事故繰越し繰越計算書

(厚生委員会所管分)

報第5号 一般財団法人奈良県健康づくり財団の経営状況の報告について

報第16号 奈良県障害者計画に基づく手話の普及等に必要施策の実施状  
況の報告について

報第17号 なら歯と口腔の健康づくり計画に基づく施策の実施状況の報告  
について

報第20号 地方自治法第180条第1項の規定による専決処分  
の報告について

自動車事故にかかる損害賠償額の決定について

(厚生委員会所管分)

(3) その他

#### <会議の経過>

○**大国委員長** では、ただいまから厚生委員会を開会いたします。

本日は、請願の紹介議員として奥山議員が出席されていますので、ご了承願います。

本日、当委員会に対し、1名の方から傍聴の申し出がありましたので、入室していただいております。なお、この後、傍聴の申し出があれば、さきの方を含め20名を限度に入室していただきますので、ご承知ください。

それでは、案件に入ります。

請願の紹介議員にご出席いただいておりますので、付託議案に先立って請願の審査を行うこととしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、請願の審査を行います。

審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は、正副委員長会議の申し合わせにより、付託を受けました議案及び請願の審査結果についてのみの報告となりますので、あらかじめご了承願います。

当委員会に付託を受けました請願第1号、奈良県内における公費負担による新生児聴覚スクリーニング検査の実施および支援体制強化に関する請願書については、お手元に配付した資料のとおりでございます。

この請願について、紹介議員でございます奥山議員に、請願の趣旨をご説明願います。

**○奥山議員** 皆さん、こんにちは。請願の紹介議員として、奥山がきょう出席させていただきます。厚生委員会の貴重な時間ではございますけれども、冒頭、趣旨説明させていただきますと思います。

要旨については、まず、新生児の聴覚スクリーニングについてですけれども、生後1カ月の間に聴覚の検査をするということが産婦人科学会では常識とされております。これについては、厚生労働省からも県には通達がもう何回か来ていると思っておりますけれども、基本的には目的交付税という名前はございませんが、市町村に対して、交付税に算入されると。私の口から言うのもなんですけれども、交付税は色がついておりませんので、厚生労働省からきちっと財政規模も含め、人口も含めてある計算をして交付税措置はされているものの、各市町村がこの新生児の聴覚のスクリーニングについての予算をなかなかつけていただけていないと。奈良県では、今、高取町と上北山村、川上村の1町2村にしているだけであります。少子化で非常にいろいろなことがある中で、こういうことを母子に負担させることについていかなものかということ非常に懸念しております。産婦人科学会が県に請願を出したのは、基本的には市町村の予算ということはよくわかっているのですけれども、厚生労働省の通達には、私がここで言うのもいけないのですけれども、県がしっかりと市町村に指導をしてくれということがあるはずですが、これができていない。少子化、少子化と叫んでいて、やっていることがどうなのかという思いがありました。そして、この請願が出てきたわけでございます。

奈良県では、平成28年で、約9,500人の新生児が生まれている。生まれて1カ月間で第1回目の検査をするということに、厚生労働省は非常に力を入れているのです。約2,000～3,000円と思います。そうすると、県内で2千何万円となります。ちなみに、私は香芝市ですので、計算すると、1年で700名ぐらいの子どもさんが出生して、

約3,000円としても、200万円ぐらいの予算措置でできる。これが新たに財源を考えてくれということではなく、ちゃんと交付税で措置されているものが使われていないと。やはりこれからどんどん、心配なく子どもが産める体制に持っていくにも、これも一つの原因かと、思っております。あえてこの請願をさせていただいたのは、奈良県は非常に達成率が低すぎるということもあるので、ぜひとも皆様方のご賛同を得て、この請願を採択していただくことをお願いいたします。

また、質問については、別に私は産婦人科医ではないですけれども、自分の勉強したことだけは説明し、答えられるようにはしておりますので、よろしくお願いします。

**○大国委員長** ありがとうございます。

ただいまの説明について、紹介議員に対する質疑があれば、ご発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、これもちまして、紹介議員に対する質疑を終わります。

紹介議員の奥山議員、大変ご苦労さまでございました。ご退席願います。

それでは、請願第1号について審査を行います。

請願第1号について、質疑があればご発言願います。

**○樋口委員** 1点、理事者側にお聞きしたいのですけれども、この公的補助による検査というのは1町2村で行われているということです。ただ、先ほど、奈良県では達成率というのか、この検査の実施状況というのが芳しくないという説明もあったわけですが、県で把握されている実施状況、あるいは現在の検査を促していくための県の取組としてどういうことが行われているのか、この点について、まずお聞かせください。

**○辻本健康推進課長** 樋口委員からご質問のあった、現在の実施状況につきましては、受検率として、平成29年におきましては、出生児が9,407名いらっしゃいまして、検査を受けた新生児数、これは、里帰り出産ということで他県から奈良県の実家に帰ってこられて、そこで出産されて検査を受けられたという方も含まれますけれども、8,884名。受検率としては90%を超えているという状況でございます。ただ、市町村の補助ということに関しましては、先ほど奥山議員からもありましたが、平成30年度末で1町2村、平成31年度、令和元年度には、斑鳩町が新たにこの助成制度で公費負担を行っていくことを聞いております。あと、県の調査におきましては、あと14市町村が公費負担を考えているということですので、これらの市町村に対するアプローチは今後とも必要かと思っております。以上でございます。

○樋口委員 もう1点、早期の療育を図るための現状把握、支援体制の強化ということを求められているのですけれども、今、実際、県でやっていることもあろうかと思うのですが、それ以上の取組として、何かまだ課題が残っているということはあるのでしょうか。

○辻本健康推進課長 支援のための取組でございますけれども、新生児聴覚検査の体制整備が進むように、新生児聴覚検査検討会を設置しまして、識者等に集まっていただいて、いろいろご意見をいただいているというのと、「奈良県新生児聴覚スクリーニング検査の手引き」を作成して、関係機関等にも紹介させていただいて、連携等の取組を進めさせていただいているところでございます。ただ、早期療育を図るための支援体制におきましては、検査を受検した後の確認検査、そこで少しおかしいから再検査、確認検査とか精密検査をなささいという方々につきましてのその後の受診状況について十分な把握ができていないという課題もございます。今後、こういうことにつきまして県としては進めていかなければいけないと考えているところでございます。以上でございます。

○樋口委員 今、お伺いしている限りでは、現状において、市町村に対する取組を進めているものの、いまだ課題も残されているということですので、取組を一層進めていただくためにも、この請願は採択したらどうかと思います。以上です。

○大国委員長 他にございませんか。

他になれば、これをもちまして請願第1号に対する質疑を終わります。

続いて、請願第1号について採決に入ります前に、委員の意見を求めます。ご発言願います。

○樋口委員 自由民主党といたしまして、この請願については採択をするということで、賛成の意を表します。

○小泉委員 私たちの自民党奈良も賛成です。

○小林（照）委員 日本共産党も賛成いたします。

○尾崎委員 新政ならば、賛成させていただきます。

○浦西委員 創生奈良も賛成をさせていただきます。

○佐藤副委員長 日本維新の会、賛成で進めさせていただきたいと思います。

○大国委員長 他に意見はございませんか。

それでは、これより採決いたします。

採決は簡易採決により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、お諮りいたします。

請願第1号について、採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。

よって、請願第1号は、採択することに決しました。

これをもちまして請願の審査を終わります。

次に、付託議案の審査を行います。

当委員会に付託されました議案は、委員会次第に記載のとおりであります。

それでは、付託議案について、福祉医療部長兼医療政策局長、医療・介護保険局長、子ども・女性局長の順に説明をお願いいたします。

なお、理事者の皆様におかれましては、着席にてご説明願います。

**○西川福祉医療部長兼医療政策局長** それでは、付託議案について説明させていただきます。私を含めまして、両局長3名、着座のまま説明させていただきます。

福祉医療部、医療政策局関係の議案でございますが、全部で8件ございます。

まず、補正予算について説明させていただきます。令和元年6月定例県議会提出予算案の概要をお願いいたします。

まず、一般会計の補正予算でございますが、11ページの5、「健やかな『都』をつくる～健康寿命日本一を目標に、高齢者、障害者を含む、誰もが健やかに暮らせる地域をつくる～」の項でございますが、上から4つが福祉医療部医療政策局の関係でございます。4つとも地域医療介護総合確保基金を活用した事業となっております。

まず、一番上の病院間連携促進事業につきましては、地域医療構想で示しております「断らない病院」と「面倒見のいい病院」の再編、それから病院間の連携を促進していくために連携推進会議等を運営しまして、環境整備や体制の構築、連携ルールの策定などを行ってまいるのでございます。

それから、その下の新規事業でございますが、医療情報セキュリティ体制構築支援事業におきましては、病院におけます情報セキュリティ体制の構築を支援するために、情報セキュリティの専門家によりますシステム的なセキュリティチェックの診断などをはじめとする診断や助言をいただくとともに、実務担当者に対する研修を行うものでございます。

その下の新規事業、看護師等養成所設備整備費補助事業は、老朽化しております民間立の看護師等養成所の設備改修に対し、3分の1の補助を行うものでございます。

それから、その下の、新規事業、介護分野への多様な人材参入促進支援事業におきましては、中高年や外国人留学生の就労支援するための研修、あるいはマッチング、それから、介護福祉士養成施設に入学いたします外国人留学生に準備金等を貸し付ける介護施設に対しまして貸付けを行うものでございます。

12ページ、上から2つ目の農福連携推進事業でございます。このうち福祉医療部が所管しておりますのは、新規事業の、農業者と福祉事業所の相互理解を深めるためのフェスタの開催で、来年の1月にイオンモール大和郡山での開催を計画しているところでございます。

それから、その下、新規事業の出所者更生支援推進事業におきましては、出所者の就労の場づくり、あるいは条例の検討等を進めてまいるのでございます。

18ページ、右上の県有施設耐震化事業でございます。耐震改修工事（応急補強）としまして、筒井寮と登美学園、それから設計としまして、同じく筒井寮、登美学園と、薬事研究センターの耐震関係の経費、福祉医療部、医療政策局合わせまして1,176万3,000円がこの中に含まれております。

一般会計の補正予算は以上でございます。

21ページの上段の公立大学法人奈良県立医科大学関係経費特別会計の補正予算と、それから、22ページ、5の地方独立行政法人奈良県立病院機構関係経費特別会計の補正予算、これらはいずれも耐震化の関係でございます。県立医科大学、それから西和医療センターにおきまして、耐震化を図るための応急対応を行うに際しまして、いずれも病院機能を維持しつつ実施する必要がありますので、そのための工事内容、いわゆる入院患者等に影響を与えない、できるだけ最小限の影響で済むような工事内容とか期間等を調査、検討するための経費について、両法人に貸付けをするものでございます。その調査をした上で、応急対策の進め方、工事内容等を決定していきたいというふうに考えております。

補正予算につきましては以上でございます。

続きまして、条例の説明になります。「厚生委員会資料（条例）」の1ページ、奈良県手数料条例等の一部を改正する条例でございますが、そのうち医療政策局の所管するものが、右側の要旨欄、(1)奈良県手数料条例の一部改正関係のうち「毒物劇物の製造業または輸入業の登録経由手数料の改定」でございます。これは、ことしの10月に予定されています消費税、地方消費税の引上げに伴う手数料の額の改定でございます。施行期日は令和元年10月1日となっております。新旧対照表については、6ページに記載し

ております。

条例につきましては以上でございます。

続きまして、医薬品の取得の議案の説明をさせていただきます。令和元年度一般会計特別会計補正予算案その他の122ページ、議第48号、医薬品の取得についてでございます。抗インフルエンザウイルス薬、具体には、この議案で購入いたしますのはタミフルでございますが、今年度に使用期限を迎えるものの更新としまして、取得金額は相手方記載のとおりでございますが、4万7,210人分の購入を行うものでございます。

続きまして、124ページ、議第50号、公立大学法人奈良県立医科大学が徴収する料金の上限の変更の認可についてでございます。地方独立行政法人が料金を徴収する場合は、あらかじめ料金の上限を定めて、それを設立団体の長である奈良県知事の認可を受けなければいけないということになっています。その認可をする際には議会の議決が必要だということで、今回、先ほどの手数料と同様、消費税、地方消費税の引上げに伴いまして、医科大学が徴収する料金の上限の変更についての認可申請がありましたので、これを認可するための議決を求めるものでございます。

続きまして、126ページ、報第1号、一般会計予算繰越計算書の報告でございます。まず、明許繰越の分でございますが、127ページ、4款福祉保険費の3項障害福祉費、事業名、障害者福祉施設整備事業でございます。こちらにつきましては、国の補正予算を活用した2月補正予算において補助金の予算を計上させていただいて、全額、令和元年度へ繰り越しをして、事業を進めているものでございます。対象施設は1施設でございます。

それから、133ページ、事故繰越しでございます。こちらは、4款福祉保険費の3項障害福祉費の障害者福祉施設整備事業でございます。平成30年度中に事業を完了する予定で進めていましたが、台風や豪雨等の関係で工期がかかって年度内に終わらないことになったために、やむを得ず事故繰越しを行っているものでございます。なお、対象の施設1施設ですが、既に完成して、きょう、竣工検査を行っているとの報告を受けています。

続きまして、報第5号、一般財団法人奈良県健康づくり財団の経営状況の報告でございます。一般財団法人奈良県健康づくり財団の平成30年度業務報告書と令和元年度事業計画書をお願いいたします。

まず、平成30年度の業務報告のほうを説明させていただきます。業務報告書1ページ、II事業の概要でございますが、1の健診事業で記載しております事業所健診ですとか学校健診などの事業、それから、2に記載しております、がんに関する知識の普及啓発事業等



を行っております。

3 ページ、附属明細書の 1 の事業所健診でございますが、平成 30 年度の受診者数は、合計 6 万 7, 854 人ということで、前年に比べまして 0.6% 減となっております。下段、学校健診も、合計が 4 万 9 65 人で 0.8% 減となっております。

続きまして、4 ページ、3 の住民健診につきましては、対前年度 7.5% 減と、少し大きな減となっておりますが、これは 2 つの村でがん検診が特定健診とのセット検診となったことによりまして、他の検査機関で実施されることになったことによる減と、胃の内視鏡検査希望者の増による受診者の減等によるものでございます。下段の人間ドックにつきましては、前年比 1.4% の増となっております。

次に、5 ページ、貸借対照表でございますが、まず、1、資産の部、流動資産の合計が約 7 億 3 0 0 万円、それから、固定資産の合計が約 2 億円、その下、資産合計が 9 億 2 0 0 万円余でございます。負債につきましては、負債合計に記載しておりますように、7, 1 0 0 万円余でございます。正味財産の合計は、8 億 3, 0 0 0 万円余でございます。

8 ページ、正味財産増減計算書です。平成 30 年度の数値は、「当年度」と書いているところですが、まず、経常収益の計が 8 億 8, 8 0 0 万円余となっております。前年度に比べまして約 7 0 0 万円減少しておりますが、その主な理由は、先ほど申し上げました、事業所健診や住民健診等の減などによるものでございます。

次に、経常費用でございます。9 ページにございますが、合計 8 億 3, 5 0 0 万円余となっております。前年度より約 8 0 0 万円減少しておりますが、主な理由が修繕費の減などによるものでございます。その下に当期経常増減額を記載しておりますが、差し引き 5, 2 0 0 万円余の黒字となっております。

平成 30 年度の業務報告は以上でございます。

続きまして、令和元年度事業計画書をお願いいたします。

1 ページ、Ⅱの事業の概要でございますが、前年度と同様、1 つ目の健診事業、2 つ目のがんに関する知識の普及啓発事業、記載の事業を推進することとしております。

2 ページ、3 の「中長期の経営安定化を目指して」としましては、健診システムの一部改修でありますとか、各種検査機器等の更新などを行うことといたしております。

4 ページ、令和元年度の収支予算でございます。こちら、合計欄が令和元年度の予算になります。まず、経常収益といたしましては、合計で 8 億 8, 2 1 0 万円を予定しております。続きまして、5 ページ、経常費用は合計で 8 億 1, 5 0 0 万円余を計上しており

まして、その下、当期経常増減額といたしましては、差し引き6,600万円余の黒字を見込んでいるところでございます。

一般財団法人奈良県健康づくり財団の経営状況の報告につきましては以上でございます。

続きまして、報第16号、奈良県障害者計画に基づく手話の普及等に必要な施策の実施状況の報告と、それから、報第17号、なら歯と口腔の健康づくり計画に基づく施策の実施状況の報告につきましては、まず、報告書は別冊でそれぞれ、議案とともに提出しておりますが、中身についてはまたごらんいただくこととしまして、本日の説明は、別途お配りしております厚生委員会資料で、まず、奈良県障害者計画に基づく手話の普及等に必要な施策の実施状況の報告（概要）をお願いします。

I趣旨に記載しておりますように、平成29年2月議会におきまして、議員提案により奈良県手話言語条例が制定され、平成29年4月1日から施行されております。条例の規定に基づきまして、平成30年度における障害者計画に基づく手話の普及等に必要な施策の実施状況について報告するものでございます。今年度、今回が2回目の報告になります。

障害者計画の概要に記載しておりますが、特に手話の関係は、4手話の普及等に向けた取組と記載しておりますが、手話の普及及び県民理解の促進と手話を利用しやすい環境整備の2つを柱に進めることとしております。

その下、5に記載しておりますように、それぞれ数値目標を掲げて取組をしているところでございます。

平成30年度の施策の実施状況につきましてはⅢでございますが、まず、1つ目の手話の普及及び県民理解の促進につきましては、特に平成30年度は新たに奈良県版障害理解促進DVDと、そのテキストを作成しました。こういうものでございますが、各議員のお手元に届くようにただいま手配しております。また、届きましたらご一読、それからご視聴いただければ幸いに存じますが、それは全ての映像に手話通訳と字幕を入れており、DVDは2枚組で、うち1枚は手話言語DVDとして作成をしているものでございます。それから、引き続き、まほろば「あいサポート運動」の中で手話講座等を実施して、2,200人余りの方に受講していただいております。

2つ目の手話を利用しやすい環境整備でございます。手話を学ぶ機会の確保として講習会等を実施しておりますが、特に専門職向けの講習会において、平成30年度は、新規として観光職員向け、それから交通職員向けにそれぞれ実施し、14名ずつ受講していただいているほか、従来からしております医療職員向け、あるいは消防職員向けも引き続き実

施したところでは、

それから、(2) 手話を用いた情報発信としましては、手話通訳者の派遣を行いまして、833件、1,366人の派遣を行ったところでは、

また、(3) に書いていますように、手話通訳者等の確保、養成等のための研修会等も行っております。

それから、(4) 学校における手話の普及としまして、聴覚障害のある児童の保護者に対する手話学習会というのを行っております。従来は0～2歳児の保護者向けにしていたが、平成30年度は新たに3～5歳児の保護者向け、8日間で5人受けていただいております。それから、6歳児以上の保護者向けを実施したところでございます。

手話言語条例の関係につきましては以上でございます。

続きまして、なら歯と口腔の健康づくり計画に基づく施策の実施状況の報告(概要)の資料をお願いいたします。

なら歯と口腔の健康づくり計画に基づく施策の実施状況の報告でございます。これもIの趣旨のところに書いておりますように、平成25年の2月議会で、厚生委員会からの提案によりまして、なら歯と口腔の健康づくり条例が制定され、その条例に基づいて計画を策定して実行しているところでは、条例の規定に基づき、平成30年度の実施状況を報告するものでございます。

計画の概要は、IIで記載しておりますが、その下のほう、歯科口腔保健に関する施策としましては、ライフステージごとの取組、2つ目の定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な人への対応、それから社会環境の整備、この3点を柱として取り組んでおります。

その実施状況はIIIになります。1つ目のライフステージごとの取組につきましては、

(1) 歯科衛生士を産科医療機関に派遣するなど、記載の事業をしておりますが、特に平成30年度は新規としまして、県健康推進課内に口腔保健支援センターを設置しまして、講習会の開催でありますとか先進事例の掲載等の取組強化を推進していったところでございます。2つ目の定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な人への対応につきましては、引き続き、心身障害者歯科衛生診療所の管理運営等を行っております。それから、3つ目の社会環境の整備でございますが、(2) がん患者に対する口腔ケア対策支援事業におきまして、新たに平成30年度はがん診療連携拠点病院等での研修会あるいは県民公開講座等を行ったところでございます。

こうした取組によりまして、IV指標の進捗状況のところに記載しておりますように、おむね順調に指標は進んでいるかと思えます。特に上から3つ目の歯科医師による定期的なチェック（1年に1回）を受けている人の割合（20歳以上）の、女性でありますとか、その下の60歳で24本以上の自分の歯がある人の割合、これらは令和4年度の目標値を既にこの平成30年度で達成したところでございますが、まだ目標に達していないもの、あるいは若干下がっているもの等もございますので、先ほどの手話、それからこちらの歯と口腔の健康づくり計画、ともにそれぞれの計画に基づいて、今後とも積極的に進捗してまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

**○石井医療・介護保険局長** 引き続きまして、医療・介護保険局所管の付託議案につきまして、着座にてご説明いたします。

最初に、議第39号、令和元年度奈良県一般会計補正予算（第1号）につきまして、令和元年6月定例県議会提出予算案の概要11ページをお願いいたします。一番下段、地域密着型サービス施設等整備促進事業につきましては、地域包括ケアシステムの構築・深化に向け、市町村や法人などが行う地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備をさらに促進するための所要額を計上しております。

12ページ、一番上、低所得者介護保険料軽減負担金につきましては、本年10月からの消費税率の引き上げにあわせまして、市町村民税非課税世帯への保険料軽減が拡充されることから、法定の県負担金を予算措置するものでございます。

続きまして、報第1号、平成30年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告についてでございます。令和元年度一般会計特別会計補正予算案その他127ページ、第4款福祉保険費、第5項介護保険費でございます。老人福祉施設整備事業において、2億6,300万円を繰越いたしました。民間の社会福祉法人が行う特別養護老人ホームの整備に対し補助するものでございますが、事業主体のおくれにより繰越をしたものでございます。

医療・介護保険局に係ります説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

**○橋本こども・女性局長** こども・女性局所管の提出議案につきましてご説明させていただきます。着座にて失礼します。

まず最初に、一般会計補正予算につきまして、令和元年6月定例県議会提出予算案の概要8ページをお願いいたします。一番下でございますが、幼児教育無償化事業につきまし

て、本年10月から実施する幼児教育保育の保育料の無償化に係る市町村への交付金と無償化に対する市町村が行うシステム改修に補助を行うものでございます。

9ページ、一番上、母子生活支援施設職員資質向上研修事業につきましては、入所者へのケアの充実や施設職員の専門性向上を目的として研修を実施するものでございます。

次の養子縁組民間あっせん機関支援事業につきましては、障害児や医療的ケアなど特別な支援を要する子どもを対象に、養子縁組のあっせんを行う民間あっせん機関を支援するものでございます。

次の起業による女性の活躍応援事業につきましては、起業を目指す女性のネットワークづくりを支援する交流会を開催するとともに、起業や経営に役立つ情報を県ホームページで発信するものでございます。

続きまして、令和元年度一般会計補正予算案その他126ページをお願いいたします。報第1号、平成30年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告についてでございます。127ページ、款4福祉保険費のうち、6子ども・女性費をごらんください。結婚応援推進事業、保育対策総合支援事業につきましては、国の平成30年度補正予算に伴い、2月補正予算に計上したものに続きまして、記載の金額を繰り越したものでございます。その次の母子生活支援施設整備補助事業につきましては、事業主体のおくれにより、記載の金額を繰り越したものでございます。

同じ冊子の183ページ、専決処分の報告についての自動車事故に係る損害賠償額の決定についてでございます。このうち、子ども・女性局に関しますのは、番号4でございます。事故の概要といたしましては、平成30年11月6日に生駒郡安堵町東安堵地内の県道大和郡山広陵線において、子育て支援課職員が運転する車両が相手方車両と側面衝突したことにより発生した自動車の損傷事故で、損害賠償額は19万500円でございます。今後は安全運転の徹底及び公用車の適切な管理について十分指導を行い、公用車使用中における事故防止に努めてまいりたいと思います。

子ども・女性局所管の6月定例県議会提出議案は以上でございます。ご審議のほど、どうぞよろしくをお願いいたします。

○**大国委員長** ただいまの説明について、質疑があればご発言願います。

なお、その他の事項については後ほど質問を行いますので、ご了承ください。

○**樋口委員** 1点だけ質問をさせていただきます。議第39号、一般会計補正予算の件ですけれども、この中で、介護分野の多様な人材参入促進支援事業費が上げられているので

すが、特に外国人留学生に対する入学準備金等の貸付けに際して保証人が必ず必要になってくると思うのですが、現在、福祉施設などの状況を見ていると、結構、アルバイトで外国人を雇い入れて、そういう方々に就学してもらおうと、養成するというような形で、養成施設などに送り込んでいる部分があるのです。ただ、そういう外国人が貸付けを受けて、その後、きちっと施設で働いて返金をしていただけると、それはそれでいいのですが、例えば、本国のほうへ帰還されて返金当初でいなくなると、その後のフォローというのは、現在だと、施設の法人あるいは代表が保証人にならざるを得なくてなっている状況が結構あるようなのですけれども、そういう個人に債務が生じてきたときに、場合によっては社会福祉法人の経営基盤にかかわってくるような話にもなる。そこで、信用保証の仕組みとか、そういうリスクをどうしていくのかというところについて、県で何か、お考えのところがあればお伺いしたいのですけれども。

**○北村長寿・福祉人材確保対策課長** 制度の活用につきましてでございます。

同趣旨の制度であります介護福祉士修学資金の貸付けにつきましても、連帯保証人を立てることが困難な外国人留学生に対応するため、昨年度より、留学生がアルバイトをされる施設を運営されておられる法人による保証を可能としたところでございますが、この活用についても進んでいないという現状がございます。また、別制度にはなりますけれども、県はこれまで経済連携協定（EPA）に基づく介護福祉士候補者を受け入れた施設に対して、日本語学習等に係る経費の支援を行ってまいりました。これまでに約80名の方を受け入れ、現在も65名と、7割を超える方が引き続き就労されているという状況になっております。外国人材の受入れに先行的に取り組まれている事業者のノウハウに学びながら、奈良で定着し、活躍していただけるよう、県全体で受入れ体制の構築を図る必要があるかと考えておるところでございます。そのために、事業者団体や教育機関等による勉強会を立ち上げまして、連携して円滑な受入れ体制づくりを検討していくこととしております。この中で、法人の支援等につきましても勉強してまいりたいと考えておるところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

**○樋口委員** これから考えていただけるということだと思っておりますが、県が保証という形をとるのか、あるいは、もう少し上のほうで、国でそういう仕組みをつくるのか、このあたりはいろいろ考え方がこれから出てくるのだろうと思うのですが、勉強会の中で一旦その辺を煮詰めていただいて、その上で県でやれることをやる。もし、国に要望しないといけないということであればそれをしていくという形で、そこが進まない、せつか

くある制度が使えない。外国人の介護人材というのは、非常に今、貴重なものだとということで、各施設ともかなり受入れを進めているところなので、それを進めていく上でも、この部分というのは大事な問題だと思いますので、対応よろしく願いいたします。以上です。

○小林（照）委員 私は、議第50号に関しましてお尋ねをいたします。これは県立医科大学の料金の上限ですね。特別室使用料などを上げるというものなのですが、この特別室は、従来から差額ベッドとも言っておりますが、現在、県立医科大学附属病院に何室あるのか。ランク別に、そして、最高と最低はどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

○増田病院マネジメント課長 県立医科大学の、特別療養環境室、いわゆる個室といわれる部分の差額ベッド料の件でございます。

まず、特S室と言われる部屋が一番高くて、これが上限になっておりまして、3床ございまして、3万1,570円となっております。次に、特A室、これが22床ございまして、特B室が5床です。S室が107床、A室が6床、B室が31床、2人部屋のC室が4床ございまして、現在178床で、差額ベッド料を取る部屋がございます。以上です。

○小林（照）委員 わかりました。結局、今回提案されていますのは、この差額ベッド料に対して、全て上限が上がるということです。確認ですが、そういうことになりませんか。

○増田病院マネジメント課長 差額ベッド料の部分につきましての消費税のアップに対応するものでございます。

○小林（照）委員 もう1点お聞きしておきたいのですが、今ご報告があった、なら歯と口腔の健康づくり計画に基づく施策の実施状況報告書ですが、数値の資料で、指標の進捗状況があり、ライフステージごとの状況と、それから、14ページには、障害のある人、介護が必要な高齢者とありまして、ライフステージごとにつきましては、「計画見直し時の値」と、「最新値」と「評価」、「目標値」とあるのですが、障害のある人と、介護が必要な高齢者のところには、「最新値」に「同左」と書いてある。それから、「評価」のところ空白という状況になっているのですけれども、これはどういうことなのでしょうか、この理由は何でしょうか、お尋ねいたします。

○辻本健康推進課長 実施状況報告書の14ページでございます。「2障害のある人」の指標と、「3介護が必要な高齢者」の指標を入れさせていただいているのですけれども、

そもその話を少しだけさせていただきます。平成25年度からの計画なのですけれども、平成24年度にこの計画策定を進める中で、国から、障害者及び要介護高齢者について、入所施設での定期的な歯科検診実施率というものが具体的な指標として示されたところまでございまして、それに伴いましてこの計画の中にこの2つの指標を入れさせていただいたという形になります。もともとこの指標の数値を持っていなかったものですから、平成24年の夏に1回目の調査、15ページの※印の8と9を実施させていただいて、まず、1回目の数値を出させていただきました。平成29年度の数値をここに入れさせていただいておりますけれども、これは、平成29年度、平成30年度からの見直しの指標とさせていただくための数値を、改めて5年後に調査させていただいたという形になっております。この調査につきましては、毎年度行えておりません。今度の計画につきましては、令和5年度から新たな計画という形になりますけれども、これの指標とさせていただくために、令和4年の上半期に、再度、調査を実施させていただく予定でございます。ですから、「最新値」については、平成29年度の数値が、あと2～3年は続くという形になります。ご了承くださいたいと思います。以上でございます。

○小林（照）委員 経過などはよくわかりました。ただ、施設に入所されている方の検査ですので、いろいろと施設のご協力とか、あるいは体制が非常に大変かと思うのですけれども、しかし、今回もこの計画の中の施策の中でも、定期的に歯科検診または歯科医療を受けることが困難な人への対応ということも入ってございまして、ライフステージごとの検診をしていくわけですので、ぜひ、もう少し実施の間隔を縮めて出していただけるようにして、同じようにしていただけたら一番いいと思っているのですけれども、ご意見だけ申し上げておきます。

○大国委員長 他にございませんか。

他になれば、これをもちまして付託議案に対する質疑を終わります。

続いて、付託議案について、委員の意見を求めます。順次ご発言願います。

○樋口委員 自由民主党は全ての議案に賛成いたします。

○小泉委員 自民党奈良も賛成します。

○小林（照）委員 日本共産党は、議第45号、奈良県手数料条例等の一部を改正する条例と、議第50号、公立大学法人奈良県立医科大学が徴収する料金の上限の変更の認可について、この2つには反対をいたします。他は賛成です。

○尾崎委員 新政ならば、全てに賛成いたします。



○浦西委員 創生奈良も全てに賛成をいたします。

○佐藤副委員長 日本維新の会、全て賛成させていただきます。

○大国委員長 ただいまより、付託を受けました各議案について、採決を行います。

まず、議第45号中、当委員会所管分及び議第50号については、委員より反対の意見がありましたので、起立により採決いたします。

議第45号中、当委員会所管分及び議第50号を、原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議第45号中、当委員会所管分及び議第50号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、ただいま可決されました議案を除く残余の議案については、一括して簡易採決により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りいたします。

議第39号中、当委員会所管分、議第40号、議第43号及び議第48号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。

よって、ただいまの議案4件については、原案どおり可決することに決しました。

次に、報告案件についてであります。

報第1号中、当委員会所管分、報第5号、報第16号、報第17号及び報第20号、当委員会所管分については、先ほどの説明をもって理事者より詳細な報告を受けたこととさせていただきますので、ご了承願います。

これをもちまして、付託議案の審査を終わります。

それでは、次に、その他事項に入ります。

医療政策局次長から奈良県立医科大学新キャンパス整備基本計画について、こども・女性局長からこども・子育て及び社会的養護の現状と県計画の策定について報告を行いたいとの申し出がありますので、報告願います。

なお、理事者の皆様におかれましては、着席にてご報告願います。

○阪本医療政策局次長（医大・周辺まちづくりプロジェクト担当）兼まちづくり推進局次長 それでは、医療政策局所管の議案外報告についてご説明いたします。資料1でご説明させていただきたいと思っております。

平成30年11月議会で、県立医科大学におきましては、第3期中期目標につきまして、議会で議決をいただきました。その目標の一つといたしまして、新キャンパスの先行整備分が2024年度中の竣工ということ掲げておりまして、平成29年度から新キャンパスの基本計画の検討を進めてまいりました。この計画は、施設の具体的な配置計画や施設内の必要な機能などについて検討されまして、県立医科大学により、平成31年3月に奈良県立医科大学新キャンパス整備基本計画書として取りまとめられたものでございます。

この計画の基本的な考え方は、まず、平成29年度に策定されました奈良県立医科大学の将来像に掲げられた建学の精神、「最高の医学と最善の医療をもって地域の安心と社会の発展に貢献します」ということを実現するものでございます。その基本的な考え方は、ここにありますように、①良き医療人を育む充実した学習・教育環境の整備、②多様な活動・ふれあいの場となる共有空間の設置、③機能的で利便性の高い研究推進体制の構築、④奈良の歴史・風土を取り入れたキャンパスの整備というものでございます。

それで、2ゾーニング・施設配置・規模およびスケジュールのところをごらんください。ゾーニングは、敷地の東側からがメインアクセスで、その入口付近、「アクセス」と書いております赤の矢印の点線の先あたりでございますが、ここに地域の人と共同で使える交流ゾーンや憩いの広場を設置しまして、計画地の奥、この図面でいきますと左下に行くに従って、より高いセキュリティが求められる施設を配置するというゾーニングにしております。また、配置は、日本初の都城であります藤原京をモチーフとして、畝傍山への眺望など、歴史的な自然環境に配慮した配置計画となっております。整備につきましては、図面の記号でAからEが先行整備の建物でありまして、医学科、看護学科の教養教育部門、看護学科の実習室などのほか、講堂や図書館、それから体育館等の施設を整備することとなっております。この先行整備は、令和6年度中に完成する予定でありまして、施設の総面積は約2万6,000平方メートルとなる予定でございます。

次のページ、左上に整備イメージがございました。ただいまご説明したゾーニング施設の配置に基づきまして作成いたしましたイメージパースを掲載しております。畝傍山への眺望をイメージ化する都合上、図面では上から下、北から南に向かってございます。比較が

少し難しくなっておりますが、ご容赦お願いいたします。

それから、3 建築計画の考え方、機能についての考え方でございます。これにつきましては、医学生と看護学生の居場所を融合し、多職種連携の基盤形成を促進する講義室等を、医学科、看護学科の近くに近接して、それらの融合を図るということでございます。それと、講義室や実習室などを機能別に集約し、学生数などの将来変動への柔軟な対応を可能とする。それから、学生の利用しやすさ、移動時間に配慮するなどでございます。この考え方にに基づき、各施設の主な諸室などを計画しております。そのほか、多様な授業形態に対応できるスペースの構築や、自発的・創造的な学習研究交流を促す空間づくりを目指すということでございます。

最後に、右上のスケジュールをごらんください。本年度は、年度内に都市計画法上の地区計画の決定に向けた具体的な手続のほか、埋蔵文化財の調査を今年度から3カ年かけて進めてまいるところでございます。その後、表中の2024年度（令和6年度）中に新キャンパスの先行整備の竣工に向けて、この計画に基づきまして各種の設計や土地造成、建築工事などを、順次進めることとしております。

以上でございます。

**○橋本こども・女性局長** 資料2、子ども・子育て及び社会的養護の現状と県計画の策定について、説明をさせていただきます。

まず、資料の表紙に記載してございますように、今年度、こども・女性局が所管する県計画を2つ策定する予定となっております。一つは、少子化対策及び子ども・子育て支援に関する5年間の計画で、平成27年3月に策定した奈良こどもすくすく・子育ていきいきプランが今年度をもって計画期間が満了するため、次期5年間の計画を策定するものでございます。もう一つは、社会的養育推進に関する10年間の計画で、これは新たに策定するものでございます。本日は、この2つの計画に関する県の主な現状と計画の概要について説明をさせていただきます。

1 ページから2 ページにかけてまして、奈良県の子ども・子育ての現状で主なものを8項目記載しております。特徴的な部分を中心にご説明いたします。

まず、1 ページ、①出生の状況です。平成30年の奈良県の合計特殊出生率は1.37で、全国平均の1.42を下回り、全国38位の状況でございます。

次に、③年齢別未婚率の推移です。25～39歳の未婚率は、男性50.1%、女性で41.4%です。また、全国の50歳時未婚率については、男性23.4%、女性14.

1%ですが、奈良県では男性が18.2%で全国一低く、女性は12.4%で全国30位になってございます。

2ページ、⑤世帯の状況ですが、奈良県の核家族世帯率は全国1位で、専業主婦率も全国1位となっています。

⑦女性の就労の状況の1. 女性の年齢別就業率です。2つ目の丸、奈良県女性の就業率は、20～64歳は62.8%で全国最下位ですが、過去5年間の伸び、6.3ポイントは全国1位となっています。

⑧子育て負担と児童虐待の状況です。1. 子育て中の妻の不安感・負担感ですが、子育て中の妻の約半数が子育ての不安感・負担感を感じています。また、家事や育児の分担は妻に偏っているなど、産後鬱や虐待につながるおそれがございます。

3ページ、今年度策定予定の少子化対策及び子ども・子育て支援に関する計画の計画期間や根拠法令、策定スケジュールの予定等は記載のとおりとなっています。

3. 計画への主な記載事項としましては、「子どもを生き育てやすく、子どもが健やかに育つ奈良県」を目指して、記載の例のように、全庁的に取り組んでいる子どもの育ちや子どもが育つ環境に関する施策を幅広く盛り込んでいくことを予定してございます。

続きまして、4ページ、奈良県の社会的養護の現状でございます。主なものを4項目記載しております。なお、社会的養護とは、一番下に記載してございますが、保護者のいない児童や保護者が養育することが不適當な児童を、公的責任で社会的に養育、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこととございます。

まず、①要保護児童の状況ですが、本県の要保護児童数は毎年400人以上で、要保護児童数及び要保護児童の割合ともに平成29年度に増加しています。

次に、③里親委託の状況ですが、2つ目の丸、全国の里親等委託率は19.7%、本県では18.0%で、また、里親登録者のうち委託された割合は、全国で58%のところ、本県では45%となっています。

次に、④措置児童における被虐待児の状況です。措置児童の約6割が虐待を受けた経験を持ちます。また、措置された被虐待児の約8割が児童養護施設に入所しています。

5ページ、奈良県の社会的養護を担う児童福祉施設の設置状況及び里親委託状況でございます。記載のとおり、社会的養護にはさまざまな形態があります。まず、県内で社会的養護を担う児童福祉施設というのは、0歳から3歳ごろまでの子どもを養育する乳児院が2施設、3歳ごろから原則18歳未満の子どもを養育する児童養護施設が6施設あります。

また、下のほうに書いておりますが、家庭的な社会的養護の形態として、里親と5～6人の小規模住宅型のファミリーホームがあります。

続きまして、6ページ、今年度策定予定の社会的養育推進計画の策定根拠は、左上から、平成28年の児童福祉法の改正から始まり、その下の平成29年の国の新しい社会的養育ビジョン、さらには、ビジョンを受けた、「都道府県社会的養育推進計画」策定要領、これらに基づいて新たに来年度からの計画を策定いたします。計画では、一番上の計画策定の目的に記載していますとおり、子どもの最善の利益の実現に向け、本県の実情を踏まえ、右側の計画への主な記載事項（例）のとおり、社会的養育における目指す姿と、取組を示したいと考えています。策定スケジュールの予定は、一番下に記載のとおりでございます。

以上が奈良県の子ども・子育て及び社会的養護の主な現状と策定予定の2つの計画の概要でございます。今後、課題の把握と政策ニーズの議論を深め、検討状況を当委員会の場でご報告させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

**○大国委員長** それでは、ただいまの報告、またはその他の事項も含めまして、質問があればご発言願います。

**○樋口委員** 私からは3点、その他の質問をさせていただきたいと思っております。

まず、1点目ですけれども、先ほど少しお話にも上がっていましたが介護福祉士の修学資金についてですが、奈良県では、県内の養成施設で修学して、かつ県内の福祉施設で就労する場合は貸付けの対象になっているのですが、例えば大阪府などでは、他府県の養成施設で修学した場合でも貸付けの対象にしているとのことですが、県内だと養成施設が北部に2カ所あるだけと聞いております。そのために、例えば、南部にお住まいの方が北部まで通うのはなかなかしんどいとか、あるいは、通学の費用は貸付けの対象外ですので、自己負担になるというようなことで、なかなか利用しがたい制度になってしまっている。あくまでも、これは、人材確保が目的になっている事業、制度ですので、大阪府など隣接の府県にたくさん養成施設があると思うのですが、そこに通われて、かつ、県内で従事してもらえる方も貸付けの対象にしたほうがいいのではないかと思うのですけれども、この点、何かお考えはございませんでしょうか。

**○北村長寿・福祉人材確保対策課長** 県内に2校あります介護福祉士養成校の入学者数は、年々減少しております。今年度は80名の定員に対して38名と、総定員の5割弱となっている状況でございます。県内養成校で修学される方を支援するという趣旨で、これまで県内の介護福祉士養成施設に在学していること、そして、卒業後に県内の社会福祉施設

等で5年以上の介護の業務に従事しようとする意思を有していること、この2つの要件を満たす方を貸付けの対象としております。修学資金の応募状況は、介護福祉士養成校が、樋口委員お述べのとおり、北部に偏在していることであったり、また、返還免除の要件である継続して5年間の県内就労の期間が長いという理由などにより、今年度は18名程度を募集したところ7名の応募にとどまっており、ここ数年、同様の傾向が続いている状況でございます。しかし、今後、外国人留学生の受入れの進展が期待されることから、修学資金の貸付けニーズが高くなることも考えられます。また、本年5月には国の通知により、県内在住、在学を問わず、養成施設を卒業後に貸付けを受けようとする都道府県において、就労する意思を有する者として都道府県が認めた者も貸付けの対象者とするなど、要件が緩和されたところでございます。

今後、より多くの方に奈良で介護福祉士として活躍していただくためにも、修学資金の貸付けを必要とされる方に活用していただけるよう、貸付け要件について見直しを検討することが必要と考えているところでございます。以上でございます。

**○樋口委員** 見直しは必要だと思っていると。どのように見直すかというのはこれからということで、できるだけ、人材確保を目的としている限りは、それに向けての要件緩和ということでお願いをしたいと思います。

2点目に移ります。農福連携事業についてですけれども、先ほどの補正予算の中でもありましたように、今年度については、一般就労を目指した職場体験実習とか、あと、福祉的就労の推進に向けた専門家派遣、あるいは販促のためのマルシェの実施等が当初予算、補正予算で上げられていたかと思うのですが、農業分野での障害者の一般就労を推進するということをまず考えますと、農業と障害者福祉の両方を理解して、農家と福祉施設、あるいは障害者をマッチングしていくための、例えばコーディネーターというような人材が必要になってくると。さらに、それを拡大していこうと思いますと、これは他の府県でも見られるものですが、中間支援組織みたいなものをつくって対応されているところもあると。こういった拡大をしていくときには、いろいろと人材の話、組織の話というのが課題になってくるのだらうと思うのです。

もう一方、社会的就労を推進していくというときには、福祉事業所の農福連携の事業を展開していくという形になってきていますが、ただ、実態いろいろ聞いておきますと、いまだに利用できる制度が、どこにどのようなものがあるかとか、あるいは、他でどのようなことをやっているのかというような情報がまだまだ行き渡っていないというようなこと

がありまして、まずは情報提供とか、あるいは情報交換の場づくりみたいなものが必要になってくるかと。その上で、実際に手を挙げてやっ払いこうという福祉事業所が出てきたときに、専門家を派遣してノウハウを伝授するとか、あるいは、事業についてコンサルティングしていくような話もあるだろうと。さらに言えば、農地の確保とか加工品の製造等を手がける場合の資金的な助成など、いろいろとバックアップしていくべきものというのがあると思うのですが、今のところ奈良県での現状の取組というのを見ていますと、まだまだ入り口に立っている、入り口の段階にあるかとも思うのです。これからの展開として、拡大していこうという意思で進めていかれるのか、あるいは、この程度という形でとどめ置くのか、そのあたりお考えがあればお聞かせください。

**○石原障害福祉課長** まず、障害者の一般就労の推進についてでございます。

まず、障害理解を深めていくことが重要だと考えております。それを進めるのに、職場体験実習等を通じて農家側に障害の特性を理解していただき、障害のある人への配慮や仕事の切り出しなどを考えていただくと。また一方で、実習を受ける側のほうにも、農業現場で働くということを体験、実感し、また、仕事の選択肢の一つとしてもらいたいと考えているところでございます。

今後、継続して職場体験実習を行っていく中で、農家側、障害者側双方の理解促進を図っていき、農業分野での必要な労働力としての雇用に結びつけていきたいと思っております。また、あわせて、仕事の切り出しなどを進め、農業分野での障害者就労施設への作業委託の推進も図ってまいりたいと思っております。

もう一方の福祉的就労の推進についてでございます。福祉事業所の農業活動を充実させて、また、工賃向上につながるような取組を支援していくということが重要だと思っております。まずは農業活動の基盤整備が必要な福祉事業所が多いという状況であると思っておりますので、農業の専門家派遣や、また農福連携マルシェ等の開催などを通じて、生産性を上げて、また、売れる商品づくりと販路の拡大を進めてまいりたいと思っております。福祉事業所で自立し、また、収益も見込めるような農業活動を行うためには、今後いろいろと工夫した取組による支援の検討を進めていく必要があると考えておるところでございます。以上でございます。

**○樋口委員** これから事業を拡大していく方向で取り組んでいこうという思いは何となくわかったかと思いますが、京都府などではかなり先進的にやっているということもありまして、体制づくりとか、独自の補助制度などももうつくっておられます。こういうところ

は、ぜひ、いろいろ研究していただいて、多分しておられるのだらうと思うのですけれども、農福連携はいろんな意味で、農業の振興という部分もそうですし、障害者雇用の促進という部分もそうですし、双方から期待されている部分もありますので、ぜひ、大きく育てていただきたいと思います。

最後、3点目なのですが、地域医療構想についてですが、今、奈良県の地域医療構想の中で取組方針として出されているのが、高度医療と急性期を集約化して、「断らない病院」にしていくということと、一方で、「面倒見のいい病院」をつくるという、二分化していくような方向で、取り組んでいくとなっていますけれども、例えば200床前後の民間病院だと、「面倒見のいい病院」に区分されていくのだらうと。これについては、高度医療、急性期を担うということに対しては、統合を進めて規模を大きくして、あるいは、連携という選択もしていけるようになってくるのですけれども、公立病院は200床前後のものが結構あるのです。公立病院が民間と統合するとはなかなか考えにくくて、また、公立病院であるがゆえに地域の方々のさまざまなニーズに対応している現状があると。そういった中で、地域の中で「面倒見のいい病院」という形で公立病院があるというのが許されることなのかが、私の中では問題意識としてあるのですが、こういう状況の中で、県で地域医療構想に基づいて公立病院というのはどう位置づけていこうと考えられているのか。特に200床前後で、今は地域の拠点病院と称して運営をされている部分をこれからどうしていこうと方向づけられているのか。このあたりについて、もし今、お考えがあればお伺いしたいのですけれど。

**○通山地域医療連携課長** 公立病院におきましては、地域において必要な医療提供体制を確保し、安定した経営のもとでへき地医療や不採算医療、そして高度・先進医療などを提供する重要な役割を担ってございます。これらの役割は地域の状況によって異なるため、地域医療構想を踏まえた役割の明確化が求められてまいります。地域医療構想では、地域における適切な医療提供体制を構築するため、病院の機能のあり方は、それぞれの地域で地域医療構想調整会議などにより協議することとしております。昨年度の各地域の地域医療構想調整会議では、公立病院を含みます全病院の地域医療構想における対応方針が了承されました。この対応方針は、各病院が、今後、地域において担う役割等を提示したものでございます。しかし、南和地域を除きましては、了承に当たって引き続き医療機能の見直しを検討することと条件が付されておまして、継続的な協議が求められてございます。また、国においても、各府県における病院の対応方針の了承が真に地域医療構想の実現に



沿ったものとなっているか、検証の必要性が議論されました。

そこで、まずは公立医療機関等でなければ担えない役割に重点化されているかを国が分析され、結果はこの夏に示されると聞いております。県では、その分析結果を参考にしつつ、地域の実情も考慮しながら、地域医療構想調整会議等で役割分担や連携の協議が進むように努めてまいります。以上でございます。

**○樋口委員** これから国の分析結果を踏まえて考えていかれるということですがけれども、やはり地域ごとにいろいろと病院に求めるものが違うので、それに合わせてこれから考えるということでしょうけれども、今、大きく県が打ち出している方針とそこの地域ニーズというところでそごが起きたときに、どう解決していくのだろうか。小さくても、ある程度の高度の医療を、一定担わせるのだというような判断も、ひょっとしたらあるかとも思うのですけれども、そのあたりはこれから検討の中で方針を示していくということよろしいのですか。

**○通山地域医療連携課長** 樋口委員おっしゃいましたとおり、地域医療構想調整会議等の場におきましてそのあたりは議論いたしまして、公立病院等でなければならぬ役割というのが何であるのかという点も踏まえまして、役割を皆さんで協議していきたいと思っております。以上でございます。

**○樋口委員** 我々も少し気になるころでもありますので、その分析の結果も含めて、あるいは検討の過程も含めて、またいろいろと情報提供いただけるとありがたいと思います。以上です。

**○小林（照）委員** 私も、2～3、質問させていただきます。

本会議で地域医療構想についてお尋ねしてきたのですが、どこの地域においても、やはり地域住民の皆さんのその要求に応えるというか、そこで急性期から在宅まで総合的に確保できる医療提供体制を構築していくということをおっしゃられます。そして医療機関については、今も質問がありましたが、「断らない病院」と「面倒見のいい病院」ということを掲げておられます。

それで、お聞きしたいのは、「面倒見のいい病院」ということで、いろいろと県が出しておられるものを見ていますと、在宅医療や介護分野との連携など、面倒見よく地域で患者の生活全体を支える機能を充実させる取組ということになるわけですから、そうなりますと、医師、看護師などの厚い体制がどうしても必要になってくると思います。それから、在宅医療の件についてもお聞きしましたが、在宅医療の需要量が非常にふえるわけですね。

れど、新たに訪問診療を行う医師や看護師をふやすということが重要とされているのですけれども、訪問に取り組む医師や看護師をふやすということは、その前提で医師、看護師の総数をもっと確保する、ふやす必要がどうしてもあると思いますけれども、今、医師、看護師をふやすということについては、どのように取り組んでいるのかお尋ねいたします。

**○杉本医師・看護師確保対策室長** 医師、看護師確保についてのお答えをさせていただきます。

まず、医師の確保につきましては、奨学金制度の設置や初期臨床研修医に対するプロモーション活動など、県、県立医科大学をはじめとする医療関係者が一体となって取組を進めてきた結果、県全体では、人口10万人当たりの医師数が全国平均を上回るようになりました。県の奨学金を受けた医師も、今年度は43名を県内の医療機関に配置しており、令和5年度には100名を超える医師が県内で働く見込みとなっております。今後も引き続き医師の養成・確保に取り組むとともに、地域に必要な医療機能や、医療機関の症例数等に応じて医師が適正に配置されるよう、県立医科大学をはじめ、関係医療機関と議論を進めていくこととしています。

また、看護師につきましては、人口10万人当たりの看護職員数は全国平均を下回っておりますが、増加率は全国平均を上回っております。なお、高齢化の進展等により、在宅医療のニーズが増加し、今後必要となる訪問看護師数は、全国平均が、人口10万人当たり37人であるのに対しまして、奈良県では46.5人と上回っております。看護師の確保につきましては、県内就業の促進、離職の防止と復職の支援、長く働き続けられる勤務環境の整備が重要でございます。特に看護師の方々にとって魅力ある職場づくりと働き方改革を進めることが必要と考えます。そのため、県では、先進事例を看護の現場の方々や医療機関の経営者と共有するなど、看護師のマネジメントモデルづくりを進めていくこととしております。以上でございます。

**○小林（照）委員** 次にお尋ねしたいのは、在宅医療を行う医師をふやすことが重要だと、これは局長の答弁の中でも言っていただきまして、医師会と連携して研修などを実施するとともに、医学生や看護学生の段階から在宅医療に対する意識を持ってもらうために、在宅医療学の設置などをされているとお答えいただいております。看護学科でも、在宅看護リーダー養成コースの設置ということですが、在宅医療学では、どのような研修をされているのでしょうか。また、どの程度の学生が学んでいらっしゃるのか、その辺お尋ねしたいと思います。

○増田病院マネジメント課長 県立医科大学におきます在宅医療を支える具体的な人材育成の取組としましては、まず、現在、医学科におきましては在宅医療学、看護学科におきましては在宅看護学や在宅看護リーダーを養成する在宅看護特別教育プログラムがございます。在宅医療学は、医学科の学生に在宅医療への理解を深めることを目的としまして、在宅医療の制度や現状につきまして、実際に在宅医療を実践している講師によりまして講義を行っております。今後、医学科の学生に実際に臨床現場を体験し、肌で在宅医療を体感できますよう、実習のプログラムを追加することを検討しております。また、在宅看護学では、在宅療養の場や在宅看護の対象を理解し、生活を捉えた在宅の視点と在宅看護の特徴を学んでおります。

また、在宅看護特別教育プログラムといたしますのは、大学と病院、看護事業所が連携して実施する、卒前・卒後一貫の看護学生に対するプログラムでございます。大学在学中は、在宅看護に関するボランティア体験や訪問看護ステーションでの実習などを行います。卒業後は、県立医科大学附属病院及び訪問看護ステーションを中心とした介護事業所などでの就業を通じ、在宅看護を牽引するリーダーの養成を目的としています。現在、大学で2名、病院などで2名が参加しております。さらに、県立医科大学附属病院におきましては、在宅看護に関する看護師特定行為研修を実施しております。この研修は、在宅医療において必要となる診療補助行為のうち、一定の行為である瘻孔、創傷管理、栄養及び水分管理に係る薬剤投与などを実施する看護師を養成する研修制度でございます。昨年度は8名が受講されております。以上でございます。

○小林（照）委員 県立医科大学でも在宅医療学、在宅看護学などが設置されて研修が始まっております。この研修先の問題です。在宅医療学の研修として地域医療研修は、私が聞いたところですけど、4週間以上、200床未満の病院、診療所、一般外来での研修が実施されまして、40単位1週間、午前と午後ということで、かなり長期の実習ということになりますから、研修というプログラムになっているようです。研修先として要請されております医療機関につきまして、私は前に民医連に勤務していて、そういうところにこの研修をさせてほしいという要請があったということなのですが、これは恐らく、奈良県下でこういう条件の中で、今まで訪問診療とか往診、訪問看護とかをずっとやってきているところ、経験のあるところ、しかも200床未満の病院、診療所となりますので、やはり限られてくるのだと思っております。そこに研修先として依頼をされているのだと思うのですが、研修を受け入れるところは、スタッフの体制が必要になると、そして、

さまざまな負担がかかってくると言っていて、そのような負担に対して何か支援は考えてもらえないのだろうかというような声が出てきております。

あわせて、奈良県では在宅の医療を行う医師、看護師をふやさないと、地域医療構想に基づく在宅医療の量が確保できないと思うのです。そういうことを考えたときに、その医療にかかわって奈良県で働き続ける医師を育てるために、先ほども聞いたら、まだ数少ないようですけれど、もっと人とか物に、お金をかけるべきではないかというご意見も聞いているのですけれども、このご要望はどのように受けとめられますでしょうか。

**○増田病院マネジメント課長** 小林委員お述べの在宅医療に取り組んでいる医療機関に対してのものでございますが、先ほどもお話ししましたように、医学科生に実際に臨床現場を体験して、肌で在宅医療を体感できるような実習のプログラムを、現在、そういった医療機関と相談しながら実施するように検討中でございます。そういった医療機関等の声を聞きながら、このプログラムを進めていきたいと考えております。

**○小林（照）委員** 何回も言いますが、地域医療構想で、在宅への必要量というのが非常にふえてまいりますので、そういう点で、こういう在宅医療学というのができたということは私も歓迎したいところですが、やはり量的にふやさなければならないという要請に対して、もっと積極的にいろいろとやっていただきたいということを申し上げておきたいと思っております。この問題はこれだけにします。

そして、次です。本会議で、もう1点、子ども・子育て支援のことでお尋ねしました。この中で、奈良県では、小規模保育と企業主導保育については、保育の質という点から考える問題が多いのではないかとことを言っていました。小規模保育と企業主導型保育の奈良県の実態をお伺いしたいと思います。奈良県には小規模保育は何カ所あって、利用人員はどのようになっていますか。また、企業主導型保育についても、何カ所で、利用人員及び、企業主導型保育は地域枠というのがあるのですけれども、その利用人員はどのようになっていますか、お尋ねいたします。

**○村田子育て支援課長** まず、小規模保育所の実態でございます。4月1日現在の小規模保育所の数につきましては、25施設でございます。その施設の利用児童数は320人となっております。また、企業主導型の実態につきましては、4月1日現在で、県内に23施設ございます。利用児童の数ですけれども、4月1日時点の利用状況につきましては、施設への直接の電話確認と、聞き取りで把握しているところでございますけれども、おおむね約400人。そして、うち約100人が地域枠の利用となっております。以上でござ

います。

○小林（照）委員 企業主導型保育についてですけれども、4月に新聞報道がありまして、会計検査院がこの企業主導型保育について調査しました。国の助成を受けて運営する企業主導型保育所で定員割れが多発していると、事業を所管する内閣府に改善を求めたと報道されました。その記事の内容ですと、利用率の低さが疑われる41都道府県の213施設を抽出調査したところ、約3分の1に当たる72の施設で、2017年10月から2018年9月の平均利用割合が定員の50%未満だったと。また、助成金を受けたのに開設がおくれるケースが目立ったという報告でした。それで、奈良県には企業主導型保育のこの調査の対象になった保育所というのはあったのでしょうか、お尋ねいたします。

○村田子育て支援課長 今回の会計検査院の検査につきましては、内閣府に対して行われたものでございまして、地方自治体は関与しておりませんので、情報提供は受けておりません。この措置状況の報告によりますと、41都道府県に所在する213施設が抽出されたとございます。この41都道府県の中には奈良県も入っておるという報告がございましたので、奈良県の施設があるかと思われましますけれども、会計検査院に確認いたしましたところ、個別の調査結果については公表していないという回答を得ているところでございます。以上でございます。

○小林（照）委員 私は、ずっと企業主導型保育について、いろいろと大変な問題が起きてきているということで、この新聞記事のことを言いました。今の紹介した記事の前にも報道がありまして、今回の会計検査院の調査の前に、この企業主導型保育の運営を担っているのが児童育成協会というところですが、協会が昨年公表した全国800施設の立入検査では、606の施設に何らかの不備があるということがわかったと。それはどういうことかということ、保育計画の作成が不相当であった、適切な健康診断が行われていないということなど、企業主導型保育については問題、不備がたくさんあるということで、続けて報道があったわけですが、ただ、今言われましたように、企業主導型保育については、開設には自治体はかかわらないといいますが、コントロール外に置かれている、行政の目が届かないというのも、大きな問題かと思っております。そして、この保育の質が低下してきているのではないかということで、私は本会議で質問しましたが、こういった状況でいきますと、やはり子どもさんの保育を取り巻く環境というのが大変危惧される状況にあるということを感じておりまして、改めて思っているという状況です。そのことを申し上げて、質問は終わります。

○佐藤副委員長 それでは、私のほうからは、こども・女性局所管の県計画について2点、その他案件として、DV発生における初動についての質疑を1点させていただきます。

まず、資料2の2ページで報告されていた県計画で数字が示されているのですが、奈良県の専業主婦率が全国1位であるということと、右側のほうに、よく当委員会でも問題になっておりました女性の就業率が全国で最下位であるという事象について、これから県として計画を見直すという中で、少し前から議論を交わしていく中でひっかかっている点がございまして、就業率が低いということについては、確かにマッチングをしていく必要があるかと思えます。働きたい人が働けない、それは改善する必要があるかと思えて、働きたいという人が働ける環境を整備していく、これが大前提なのですが、あたかも専業主婦がいけないとか、働いていないのがいけないというような方向性が出てくるときがあります。特に奈良県の男性が理解をしてないという話が出たりしますけれども、別の統計でいえば、奈良県の男性が家事に携わる時間というものは、全国平均でいっても上位であるという統計データも出ている中で、裏返せば、外で働くよりも育児や家庭に専念したいと言われる方々が多いのも事実です。また、全国的な統計をとったとしても、専業主婦を職業として加えて、アンケートをとったときに、専業主婦をやりたいという女性の意見があるのも事実でございます。反対に、こういう数字が、ずっと軒並みで、いろいろ取り組まれている中で、専業主婦率が全国で1位、就業率が全国で最下位。反対に、県民の声、奈良県の女性の特性としてこれを生かせないかと。これがだめだという観点で見るとはなくて、これは反対にすばらしいことという一面を持って計画を策定するべきかという議論の余地もあるのではないかと考えているのですが、担当部署としてはどのようにお考えか、お聞かせいただけませんかでしょうか。

○戸毛女性活躍推進課長 女性の就労の状況ですが、全国最下位という就業率は事実ですので出させていただいておりますが、県では、女性の働いてる割合と就業希望率を足しますと、全国とほぼ大差のない労働力率になると考えておまして、就職を希望される女性は多いとは考えておりますので、女性の就職を希望している方に対して、先ほど言われましたように、企業とのマッチングというのは大事だと思っております。今回の結婚・子育ての実態調査の中でも、就業の希望を聞いておりますが、家の近くで通勤時間が短くて、短時間で勤務というところと、あとは、子どものための休暇をとりやすいというような希望もありますので、その女性の希望を企業に届けるというようなことはしたいと思っております。専業主婦がだめだというわけではなくて、専業主婦の中で就職を希望される方へ、

希望の就職先を見つけるというようなところで、女性活躍推進倶楽部というのもしておりますので、その魅力ある企業と女性をマッチングしていくということを、取組としては行っていきたいと思っております。以上です。

**○佐藤副委員長** 今の状況というのは、施策における設計書、設計図でもあるかと思しますので、ぜひとも多角的に物事を捉えていただいて、就業率が全国で最下位だからいけないという発想を持って計画をつくるのではなく、いろいろな声がある中で、奈良県らしい計画をつくっていただけたらと思います。ある程度、骨子案ができたところで、またそれを見せていただけませんか。

そして、2点目に移らさせていただきます。同計画の中で、4ページ以降、新しい社会的養育ビジョンが公表されまして、里親委託率が6ページに書かれているとおり、乳幼児で75%以上、学童期で50%以上と、正直な話、現状の数値からして、大きくかけ離れた国の目標が示されているわけです。ただ、内容等も、事前に数字を出していただいたりしていたのですけれども、措置児童についてあまり語られることなく進んでいるかと思えます。特に、親や家庭に問題があるというだけではなくて、子どもさんにもハードルを抱えていたり課題があったりする場合もありまして、そういう場合については、施設で専門的に預かったほうがよいケースも想定されるので、一概にかけ離れた数字を追いかける必要はないと思っております。この点で、この計画をこれから策定していく中で、里親施設における代替養育に関してのお考えを、現時点で構いませんので、お聞かせいただけませんか。

**○夏原こども家庭課長** ただいま佐藤副委員長から、社会的養育推進に関する計画についてお尋ねがございました。先ほど、橋本こども・女性局長から社会的養育推進に関する計画における社会的養護の現状など、佐藤副委員長がおっしゃった4ページから6ページの詳細な説明はさせていただきましたので、その部分は割愛させていただきます。ただいまおっしゃったように、里親と施設の代替養育についての県の考え方ということについてお答えいたしますと、まず、里親につきましては、委託児童に対してほぼ1対1で接することができる、あるいは子どもへの目が行き届くといった点では確かに利点があるかと考えております。しかしながら、虐待を受けた児童、あるいは不適切な養育環境で育った児童、そういった子どもたちを受け入れることができる専門性を持った里親の数が大きく不足しているというのが現状でございます。一方、現在、多くの児童が生活しております県内2カ所の乳児院、それと県内6カ所の児童養護施設、それぞれの施設におきましては、長年

培ってこられた社会的養護の専門性あるいはノウハウを持って子どもの養育に当たっておられます。したがって、家庭的な養育である里親を一層推進していく中であっても、児童虐待等、個々の児童のニーズに応じた専門的ケアを行うなど、施設の役割は今後もますます重要であることは言うまでもないと考えております。

先ほど佐藤副委員長おっしゃったように、里親委託率に関して、乳幼児が75%、学童が50%といった委託率だけに着目するのではなく、個々の児童のニーズに応じた計画となるよう、児童の最善の利益を確保する計画をつくる作業を進めてまいりたいと考えております。以上です。

**○佐藤副委員長** 子どもを育てるといのは、やはりそれまでのいろいろな状況で預かってこられた施設が、それまでの経験を積み重ねられて練り上げた体制で受け入れていただいているかと思えます。国が示している数字をまともにやると、施設のそれまで培われたノウハウというものが廃れてしまう可能性もなきにしもあらずなわけでごさいます、施設には施設の特性もあって、施設のほう子どもたちにとってよいケースということも考えられますし、そもそも論で、6ページ上に書かれているとおり、平成28年度、児童福祉法改正において、ようやく子どもが権利の主体とうたわれている中で、その目標値がどうだとか計画がどうだとか、大人が子どものことを考えてどうこうするのではなくて、その子どもたちを見て、子どもたちが権利の主体である観点を持って、子どもたちが中心となって、どのように受け入れる体制をとればいいのか、これを奈良県として考える必要があるかと思えますので、国の目標はあくまで目標で、現実、現状としてはかけ離れた数字の中で、ぜひ、奈良県としては、一人ひとりの子どもたちが今どういう状況にあるのかを見て、計画策定をしていただきたいということでございまして、またこれも骨子案ができたら、ぜひ見せていただかせませんか。

3点目がDVについてですけれども、被害に遭われた方が連絡するときには、当然、平常心を保っておられる方は少ないかと思えます。いろいろ慌ててどうしようと思っている中で、実際に私も学ぶ機会があったのですけれども、被害に遭われた方がどこに連絡すべきなのか。相談窓口が実は多過ぎるのです。いろいろ受け口をつくっていただいて、今、整備していただいているかと思えますが、受付時間も細分化されて、月水木とか、12時から15時とか、区切られていたりするわけです。ただ、大抵、DVを受けられて電話される方は、土日祝日夜間関係なしに、危機的状況に置かれたりするわけで、そのときにどこに連絡しようかと思って、例えば、県が配布している「女性の相談窓口一覧」という、



少し紫色がかったペーパーがあります。これは、よくまとめられていて、よく受皿があると思うのですけれども、非常にわかりづらい。同じDVで行ったとしても、同じような相談を、とある市町村はやっている、とある市町村はやっていない。また、時間がばらばら。そういったところで、混乱している方がどこに連絡をしたらいいのかと間違いなく迷うわけです。また、以前問題になりましたけれど、スマートフォン、インターネットで検索したときに、「自殺」とかを入れると、上のほうに、ホームページであるとか案内とかが出る形になっているかと思えますけれども、例えば、「奈良県、DV」と入れて検索かけてみると、いろいろなものがヒットしてしまうのです。どこに連絡したらいいのか、そろそろ整理の時期にきたかと思うのですけれども、その点いかがお考えかお聞かせいただけませんか。

**○夏原こども家庭課長** DVの相談窓口に対するお尋ねでございます。

先ほど佐藤副委員長にお示しいただきました、現在県で発行しております「女性の相談窓口一覧」につきましては、確かに女性のあらゆる相談に対する相談窓口を一覧表にしたものでございます。県内の市町村や関係機関に配布するとともに、県のホームページに掲載して周知を図っているところです。ただし、佐藤副委員長お述べのように、DV相談に特化した一覧表のようなものではないのは確かでございます。DV被害を受けている方が緊急時等にどこへ相談に行けばよいのかなどは明確になっていません。DV被害者の方の被害の程度によりましては、すぐに警察へ連絡したり緊急度の高いケース、あるいは休日や夜間にしか相談できないようなケース、また、保護を求めたいけれども警察には言いたくないといったケースもあるかと思えます。さまざまな状況が考えられます。県では、今後、奈良県のホームページに、DV被害者の状況に応じた相談対応の案内を掲載するといった形で、より具体的な情報を掲載する工夫を行いまして、DVに関して相談したい方にとってよりわかりやすい案内になるように努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

**○佐藤副委員長** ぜひ、少しばかり形ができたところで、また教えていただければ助かります。よろしく願いいたします。以上で私の質問を終えさせていただきます。

**○大国委員長** 他にございませんか。

ほかになれば、これをもちまして質疑を終わります。

次に、委員長報告についてであります。本会議で反対討論をされる場合は、委員長報告に反対意見を記載しないこととなっております。日本共産党は反対討論をされますか。

○小林（照）委員 はい、反対討論します。

○大国委員長 では、議第45号中、当委員会所管分及び議第50号については、委員長報告に反対意見を記載しませんので、よろしく願いいたします。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長にご一任願いますでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、そのようにさせていただきます。

これをもちまして本日の委員会を終わります。